

八幡市不妊・不育治療等助成制度のご案内

【助成対象者】下記2点を満たす者。

- ・八幡市に住民登録がある間に不妊・不育治療を受け、かつ、京都府内に1年以上住所を有する夫婦(事実婚関係を含む)。
 - ・各種医療保険に加入していること。
- ※人工授精に係る助成をしようとする場合は、婚姻関係の届出をしていることが必要です。

【助成対象となる治療】

◎不妊治療(医療保険が適用されるものに限る)

保険適用の治療や治療の一環として行う検査(一般不妊治療・人工授精、体外受精・顕微授精等、男性不妊治療)

◎先進医療

体外受精・顕微授精と併せて実施される先進医療の適用を受ける治療

◎不育治療(医療保険が適用されるものに限る)

不育症、またはその疑いがあると診断された対象者が受診する不育症の原因を特定するための検査及び不育症の治療

【申請書類】

- ①不妊治療等助成金交付申請書兼請求書(別記 第1号様式(第4条関係))
- ②各種医療機関等証明書(医療機関が記入)
- ③夫婦関係であることを証明できる書類(住民票、戸籍謄本など。事実婚の場合は事実婚に関する申立書が必要となります)

※夫婦ともに治療を受けている場合は、1人分ずつ①②が必要です。ただし③は事実婚に関する申立書以外は、1部のみで大丈夫です。

【助成金額】

- 不妊治療のみ・・・自己負担額の1/2(1年度につき6万円が助成上限)
- 先進医療を含む場合・・・自己負担額の1/2(1年度につき10万円が助成上限)
- 不育治療・・・1回の妊娠につき10万円が助成上限

【申請方法等】

申請書類を全て揃えて、窓口へ提出してください。

申請期限は、診療日の翌日から起算して1年以内となります。

問合せ先

八幡市役所 健康福祉部 家庭支援課
電話 075-983-1115(直通)